

ニュージーランド排出量取引制度（NZ-ETS）の概要について

環境省市場メカニズム室

2008年9月25日、ニュージーランド議会は、気候変動適応（排出量取引）法 2008年改正法案（Climate Change Response (Emissions Trading) Amendment Act 2008）を可決した。同法は、税制改正に係る規定（2009年1月1日に施行）と1989年以前に森林だった土地を活用したオフセットに係る規定等を除き、9月26日に施行された。

同法に規定されているニュージーランド排出量取引制度（NZ-ETS）の概要は以下のとおり。

<p>期間設定</p>	<p>京都議定書の第一約束期間である2012年まで。その後は国際合意による次の約束期間まで。 2012年以降の約束期間がない場合は、2013年1月1日から5年単位で、遅くとも2029年12月31日まで。</p> <p>各部門の参加開始時期は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 森林部門：2008年1月から ● 固定発生源部門（石炭・ガス・地熱資源部門）・工業プロセス部門：2010年1月から ● 液体化石燃料部門（主に運輸部門）：2011年1月から ● 農業部門・廃棄物部門・合成ガス部門：2013年1月から 		
<p>対象ガス</p>	<p>京都議定書で規定されているすべての温室効果ガス（CO₂、CH₄、N₂O、SF₆、HFCs、PFCs）</p>		
<p>割当総量</p>	<p>経済発展大臣によって今後公表される割当計画に従う</p>		
<p>対象とカバレッジ</p>	<p>部門</p>	<p>義務的参加者</p>	<p>自主的参加者</p>
	<p>森林</p>	<p>1989年以前に森林であった土地の所有者（又は利用権を授与された第三者）</p>	<p>1990年以降に森林となった土地の所有者</p>
	<p>固定発生源</p>	<p>石炭、天然ガス、地熱、使用済み石油の輸入者、採掘者又は抽出者と精製所のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 年間2,000 tを超える石 	<ul style="list-style-type: none"> ● 採掘者から年間25,000 tを超える石炭を購入者 ● 採掘者から年間2 PJを超える天然ガスを購入者

		炭を取り扱う事業者 <ul style="list-style-type: none"> 年間 10,000ℓの天然ガスの輸入者 	
	工業プロセス	鉄、鉄鋼、アルミニウム、クリンカー、生石灰、ガラス、金、紙、アンモニア、尿素、ケーブルの生産者など	協議会による指令により以下が決定された場合 <ul style="list-style-type: none"> ニュージーランドの排他的経済水域において、外国で購入された燃料を使用した船舶が漁業を行った場合 ニュージーランドの港間で荷積し、荷降ろした船舶のうち、外国で購入された燃料、又は国内で購入されたが排出量取引費用を含んでいない燃料を利用した船舶の所有者または操縦者
	液体化石燃料	輸入者又は精製所	10,000 ℓを超える航空機燃料の購入者
	合成ガス	合成ガスの輸入者(商品に含まれている場合も含む)	
	農業	<ul style="list-style-type: none"> 合成窒素肥料の輸入者、製造者、又は購入者 食肉処理者と牛乳加工者、又は反芻動物の飼育者 	協議会による指令により以下が決定された場合 <ul style="list-style-type: none"> 規定量を超える合成窒素肥料の購入者 規定された数又は排出量を超える反芻動物の飼育者
	廃棄物	廃棄物処理施設の運営者	
排出量の割当方法（無償割当）	<ul style="list-style-type: none"> 森林部門：外来種の森林に関しては 2008 年から 2012 年の間に 2,100 万 t-CO₂、2013 年から 2020 年の間に 3,400 万 t-CO₂ が無償で割当てられる。また、原生林に関しては 2008 年から 2012 年の間に 310 万 t-CO₂、2013 年から 2020 年の間に 500 万 t-CO₂ が無償で割当てられる。 工業プロセス部門（無償割当対象）：国際競争に晒されている産業、電力・石炭・天然ガス・地熱エネルギーを取り扱う産業 農業部門（無償割当対象）：食肉処理者、合成窒素肥料の製造者または輸入者、動物を飼育している又は合成窒素肥料を購 		

	<p>入している農家（政府決定後、協議会によって 2010 年 6 月 30 日までに指令が公布される予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工業プロセス部門と農業部門に対する無償割当は、それぞれの部門における取引参加者の 2005 年の排出量の 90%をカバーする予定で、2018 年の末まで行われる。 ● 漁業部門全体への無償割当はすべての義務参加者の燃料使用による 2005 年の排出量の 50%をカバーする予定である。無償割当は 2011 年から 2013 年まで毎年行われる。 ● それぞれの部門における個別の事業者への無償排出枠の割当は各部門への割当計画に沿って行われる。 ● 工業プロセス部門と農業部門に対する無償割当は、2019 年から 2029 年の間に段階的に廃止され、2030 年にゼロになる。この段階的廃止期間中、毎年 12 分の 1 の割合で無償割当が減少される。またこの期間は定期的に見直される。 ● 漁業部門への無償割当は 2011 年から 2013 年まで毎年行われる。 ● 森林部門において、5 ha を超える森林でかつ排出量取引への参加を免除されていない所有者のみが無償割当を得る権利がある。その他の部門ではいかなる基準も決められていない。
<p>遵守評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 遵守期間は基本的に 1 月 1 日から同年の 12 月 31 日までの 1 年間で、排出量取引参加者は毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間に前年の排出量を報告し、4 月 30 日までにその分の排出枠を提出しなければならない。 ● 森林部門に関して、第一遵守期間は 2008 年 1 月 1 日から 2008 年 12 月 31 日までの 1 年間。1989 年以前の森林は 2008 年 1 月 1 日から 2009 年 12 月 31 日までの 2 年間。
<p>ペナルティ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の場合、最高 NZ\$24,000 が課される <ul style="list-style-type: none"> ▶ 排出量データやその他の必要なデータを収集できなかった場合 ▶ 排出量又は削減量の計算を誤った場合 ▶ 記録を必要な期間保持していなかった場合 ▶ 参加者として登録すべきなのに登録していなかった場合 ▶ 必要な時に排出量を提出しなかった場合 ▶ 必要な時に運営機関への通知や情報提供を怠った場合 ● 故意に不完全又は誤解を与える情報を提供した場合、最高 NZ\$50,000 の罰金が課される

	<ul style="list-style-type: none"> ● 金銭的な利益を得るため、又は金銭的な損失を避けるために虚偽の報告を行った場合、最高 NZ\$50,000 の罰金又は最高 5 年の懲役が課される。 ● ただし、取引に参加した初年度に誤って必要よりも少ない排出枠しか提出しなかった場合、罰金は免除されるが、必要量の排出枠を提出することが求められる。 ● 必要量の排出枠を提出できなかった場合、不足分を提出するか又は取り消した上で、1 t-CO₂ 当たり NZ\$30 の罰金を払う必要がある。この罰金は自主的に必要な排出枠分を提出できないと通知した場合、又は管理機関が罰金通知書を送付する前か執行官が訪問する前に誤って報告した場合に最高 100% の取消が認められる。
<p>モニタリング・算定方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 排出量取引制度に参加する者は、自己の排出量とその他必要な情報を所管機関の最高責任者宛てに報告する必要がある。 ● この際、報告前にデータの真正性を証明する必要はないが、所管機関の最高責任者の命令により検証機関からのデータの真正性の確保を求められた場合はこれに応じる必要がある。 ● また、データの保管に関しては、森林所有者は少なくとも 20 年、その他の制度参加者は少なくとも 7 年間保管する必要がある。 ● 液体化石燃料部門、農業部門、廃棄物部門、合成ガス部門は取引参加開始の 2 年前から自主的な排出量の報告が始まり、1 年前から義務的な排出量報告が始まる。 ● 1990 年以降の森林所有者は排出量・吸収量を 5 年に一度報告し、必要ならば提出する必要がある。 ● 1990 年以降の森林所有者を除き、吸収活動に関しては、4 半期ごとの報告も求められる。具体的には 3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日の 20 営業日以内に報告を行わなければならない。 ● 1989 年以前の森林保有者を除き、報告義務が適用されてからは毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで、前年の暦年分の排出量を報告する。
<p>所管機関と登録簿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての排出単位はニュージーランド排出量単位登録簿 (New Zealand Emission Unit Registry (NZEUR)) に記録され、すべての制度参加者は NZEUR に口座を持っている必要がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済発展省が排出量取引と登録簿の管理を行う。 ● 排出量取引政策の制定は環境省が、森林部門の排出量取引は農業・森林省が管理する。
外部クレジットの利用	<p>外国で発行され、気候変動適応法（Climate Change Response Act 2002）によって承認されたユニット、京都ユニット（AAU, ERU, RMU, CER, ICER, tCER）の利用を認める。</p>
国際競争下にある業種への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 温室効果ガス削減に貢献するため、企業の技術発展・革新を促す革新基金（Innovation Fund）を設立する。基金は 2010 年から 2012 年までの運用を見込んでいるが、国際的な合意によるさらなる遵守期間の延長をうけて、その後も延長される。そうでなければ5年間延長される。 ● この基金は、国際競争下にあるが無償割当を受けていない企業による活動、又は国際競争下の企業が行う活動のうち、無償割当の対象外の活動に対して利用可能である。2010 年から 2012 年まで毎年 150,000t-CO2 が利用可能で、これらは産業部門に対する無償割当分から差し引かれる。 ● 年間利用分が 150,000t-CO2 を下回った場合、未使用分は次年に繰り越される。基金が廃止された場合は、未使用分は産業部門への無償割当として使用される。
家庭への補助	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネ・家庭向けの再生可能エネルギー技術の促進のために、家庭基金（Household Fund）が設立される。 ● 2014 年 7 月 1 日までに合計 NZ\$10 億が議会によって割り当てられる。 ● 具体的には、断熱・クリーンヒート装置、省エネ家電・照明、暖房・温水暖房の省エネの向上に対して補助金が交付される。